

適用法令	<u>毒物及び劇物取締法</u> (略称：毒劇法)	
法規制 対象物質	一般名称	略号
	イソホロンジイソシアネート（毒物） ヘキサメチレンジイソシアネート（劇物）	IPDI HDI
取扱事業者 の主な義務	<p>(法第2条)</p> <p>この法律で「毒物」とは、別表第1に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。</p> <p>2 この法律で「劇物」とは、別表第2に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。</p> <p>3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第3に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ポリウレタン原料関係では、IPDIが毒物（別表第1）、HDIが劇物（別表第2）に指定されている。 • 毒劇物を取り扱う事業所には、毒物劇物管理責任者の設置が必要。（法第7条） • 毒劇物を保管する場合、盜難防止のため施錠可能な保管庫に保存し、「医薬用外毒物」又は、「医薬用外劇物」の表示を行う。 • 毒劇物を使用する際は、毒劇物の名称、受入日、受入量、使用量、在庫量、使用者を医薬用外毒物劇物管理簿に記録し、5年間保管が必要。 	
最終確認： 2025年4月1日		